

「雇用管理責任者」の選任について のお願い

このたびは「雇用管理責任者講習」を受講いただきありがとうございました。受講による得られた「雇用管理」についての知識を、日々の業務等に是非活かして、皆さまが中心となって、介護労働者の方々がより働きやすい魅力ある職場にしていきたいと思います。

「雇用管理責任者」とは

介護事業所において、介護労働者の雇用管理の改善への取り組み、介護労働者からの相談への対応、その他、介護労働者の雇用管理の改善等に関する事項の管理業務を担当する方です。

厚生労働省告示（介護雇用管理改善等計画）において、介護労働者の雇用管理改善のためには事業所における、**雇用管理責任者の選任**及び当該責任者の明示等が重要であるとしています。

雇用管理責任者の選任とは…

- ✓ 公的機関等への届出の**手続き等は不要**です！
- ✓ **選任した方の氏名**を事業所内に掲示するなどして、介護労働者の皆さんにわかりやすく**周知**してください！

雇用管理責任者を選任するメリット等

- 介護分野に係る助成金（人材確保等支援助成金）の支給要件に「**雇用管理責任者を選任し、労働者に周知している事業主**」であることとしています！
- 雇用管理責任者を選任している事業所は選任していない事業所と比較して。**離職率が1.4ポイント低くなっています！**（平成28年度データ）
- 雇用管理責任者を選任している事業所は、介護労働者の離職理由に影響を与える要因を改善する取組について積極的に実施しています！（平成28年度データ）
- 本講習終了後、受講された事業所名及び受講者名が厚生労働省へ報告されます。

過去の成果（平成28年度実績）

- 全ての都道府県で計400回開催、受講者数 12,468人
- （受講前）雇用管理責任者を選任していなかった事業所の**80.5%**が講習受講後**雇用管理責任者を新たに選任**
- （28年度「介護労働実態調査結果」より）「雇用管理責任者」を選任している事業所の割合 **48.7%**（回答事業所の約半数の事業所が選任しています。）

《！重要！》 講習受講後は速やかに「**雇用管理責任者**」を選任していただくことになっていきますので、後日、受託者（株）ランゲートもしくは厚生労働省により、選任の確認をさせていただくことがありますので、予めご承知おきください。

